

(2021年10月1日制定)

未利用口座管理手数料規定

1. (本規定の範囲)

この規定は2021年10月1日以降に開設された、普通預金(無利息型普通預金を含む)、総合口座取引および貯蓄預金(以下「普通預金等」といいます。)に適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 最後のお預入れまたは払戻し等による口座残高の変動(以下、「お取引」といいます。なお、該当普通預金等のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度もお取引がない普通預金等を未利用口座として取扱います。
- (2) 前項の口座のうち、通帳等の盗難、紛失等により利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所宛てに通知を発信します。(第4項各号に定める場合を除きます。)

なお、この通知が延着、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

- (2) 前項の通知を発信してから、通知に記載した期間内にお取引がない場合、年間1,320円(税込)の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

預金者の口座が未利用口座である場合、翌年以降も同様の手続きにより未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

- (3) 前項の未利用口座管理手数料は通帳、払戻請求書の提出なしに、当金庫所定の方法により未利用口座から引落しするものとします。

- (4) 第2項にかかわらず、次の場合は未利用口座管理手数料はかからないものとします。

- ①未利用口座の預金残高が1万円以上の場合
- ②未利用口座の取引店舗で、定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、公共債、生命保険等の取引が1円以上ある場合
- ③未利用口座の取引店舗で融資取引がある場合
- ④その他当金庫が定める所定の場合

4. (口座の解約)

- (1) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合等、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく該当口座を解約するものとします。

この場合、預金者は未利用口座の口座残高を超える支払義務を負わないものとします。

- (2) 前項による口座解約にともない、預金者に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 解約後の口座の再利用はできません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

引落とし済みの未利用口座管理手数料については、返却いたしません。

6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上